

## 保険料の納付方法

### ■普通徴収

保険料は、年金天引き(特別徴収)で納付する人  
を除き、毎年4月から翌年3月末日までの1年分  
を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年  
9回の納期で納付していただきます。

### 平成25年度普通徴収の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	9月 2日	9月 30日	10月 31日	12月 2日	12月 25日	1月 31日	2月 28日	3月 31日

※各期の納期限は各月の末日(12月は25日)ですが、末日が土・  
日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

### ■特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年  
金から差し引いて納めていただくこととなります。

#### ●世帯主が国保の被保険者

世帯主が、社会保険や共済組合などの被用者  
保険の被保険者である場合や、後期高齢者医療  
制度の被保険者である場合は該当しません。

#### ●特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以 上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回 当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の 2分の1を超えない

2分の1を超える場合には介護保険料のみが  
年金から徴収されることとなります。

#### ●世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

65歳未満の国保の被保険者がいる場合は該  
当しません。

### 平成25年度特別徴収の納期

#### ●今年度から新たに年金天引き(特別徴収)により 保険料を納める人

期別	第1期	第2期	第3期				
納期限	7月 31日	9月 2日	9月 30日	徴収月	10月	12月	2月
普通徴収で納付				特別徴収で納付			

#### ●以前から年金天引き(特別徴収)により保険料を 納めている人

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

### 特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに  
申出書を提出してください。

申し出の際には、印鑑と納入通知書または国民  
健康保険被保険者証(以下「保険証」という)が必  
要です。新規に口座振替を依頼する場合は、津市  
市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し(事

前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて  
持参してください。

## 国民健康保険のための所得申告を

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税  
の確定申告をしていないと思われる人に、「平成  
25年度(平成24年分)国民健康保険所得申告書」  
を送付しました。提出がまだの人は、収入の有無  
にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所  
市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出して  
ください。提出しないと、適正な保険料軽減など  
の措置や医療給付が受けられないことがあります  
ので、ご注意ください。

## 新しい高齢受給者証の送付

国保に加入している70歳～74歳の人には、8  
月以降に利用できる高齢受給者証を7月下旬に世  
帯主宛てに送付します。病院などにかかるときは  
、保険証と高齢受給者証を一緒に提示してくだ  
さい。

## 高齢受給者証の自己負担割合

8月以降に窓口で支払う自己負担割合につい  
ては、昨年中の所得をもとに判定します。

所得区分	負担割合	所得基準
現役並み 所得者	3割	70～74歳の国保の被保険者の うち、同一世帯内に1人でも 一定所得(住民税課税所得が 145万円以上)の人がいる場合
一般	2割 ※平成26年3月 31日までは1 割の予定	上記以外の場合

現役並み所得者と判定された人であっても、一  
定の条件を満たす場合は、申請により1割負担へ変  
更できることがあります。該当すると思われる人  
には、高齢受給者証と併せて申請書を送付します。

## 納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人やうっかり納め忘れてしまいが  
ちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧  
めします。手続きは、市内に支店のある金融機  
関やゆうちょ銀行で簡単にできますので、保険  
証または納入通知書と通帳、通帳印(届出印)を  
持参の上、お申し込みください。

なお、申し込んだ月の翌月末の納期分の保険  
料から口座振替を開始します。